



# 鳥取県公報

平成 20 年 12 月 26 日(金)  
号外第 1 4 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 人委規則	職員の給与に関する条例別表第 2 の備考 2 等の規定に基づく給料月額 の調整に関する規則 (34) (給与課) . . . . . 2
	平成 17 年改正条例附則第 15 項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給 を定める規則 (35) (〃) . . . . . 9
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (36) (〃) . . . . . 10
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等 に関する規則の一部を改正する規則 (37) (〃) . . . . . 13
	平成 18 年改正条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 (38) (〃) . . . . . 15

# 人 事 委 員 会 規 則

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第34号

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)別表第2の備考2、別表第3アの備考2、同表イの備考2、別表第4の備考2、別表第5アの備考2、同表イの備考2及び同表ウの備考2の規定に基づき、給料表に定める給料月額に1,000分の965を乗じて得た額を給料月額とすると他の職員との権衡を失することとなる場合における給料月額調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第2の備考2等に基づく給料月額調整)

第2条 条例別表第2から別表第5までの給料表の適用を受ける職員(再任用職員以外の職員に限る。)であつて、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからキまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの給料表に定める給料月額に乘じる割合は、当該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合とする。

2 条例別表第5ウの給料表の適用を受ける再任用職員であつて、その職務の級が3級であるものの給料表に定める給料月額に乘じる割合は、1,000分の972とする。

(この規則により難しい場合の措置)

第3条 任命権者は、第1条に規定する場合において、給料表に定める給料月額に前条の規定による割合を乗じて得た額を給料月額とすると部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

ア 公安職給料表

職務の級	号給	割合
4 級	92号給	10,000分の9662
	93号給	10,000分の9662
	94号給	10,000分の9662
	95号給	10,000分の9663
	96号給	10,000分の9664
	97号給	10,000分の9661
	98号給	10,000分の9662
	99号給	10,000分の9662
	100号給	10,000分の9663
	101号給	10,000分の9676
	102号給	10,000分の9687

103号給	10,000分の9692
104号給	10,000分の9703
105号給	10,000分の9698
106号給	10,000分の9698
107号給	10,000分の9699
108号給	10,000分の9699
109号給	10,000分の9697
110号給	10,000分の9697
111号給	10,000分の9698
112号給	10,000分の9698
113号給	10,000分の9696
114号給	10,000分の9696
115号給	10,000分の9697
116号給	10,000分の9697
117号給	10,000分の9695
118号給	10,000分の9683
119号給	10,000分の9671
120号給	10,000分の9659

## イ 教育職給料表(1)

職務の級	号給	割合
2 級	25号給	1,000分の1,000
	26号給	1,000分の999
	27号給	1,000分の998
	28号給	1,000分の997
	29号給	1,000分の996
	30号給	1,000分の995
	31号給	1,000分の993
	32号給	1,000分の991
	33号給	1,000分の989
	34号給	1,000分の987
	35号給	1,000分の985
	36号給	1,000分の983
	37号給	1,000分の981
	38号給	1,000分の979
	39号給	1,000分の977
	40号給	1,000分の975
	41号給	1,000分の973
	42号給	1,000分の971
	43号給	1,000分の969
	44号給	1,000分の967

## ウ 教育職給料表(2)

職務の級	号給	割合
2 級	37号給	1,000分の1,000
	38号給	1,000分の999
	39号給	1,000分の998

40号給	1,000分の997
41号給	1,000分の996
42号給	1,000分の995
43号給	1,000分の993
44号給	1,000分の991
45号給	1,000分の989
46号給	1,000分の987
47号給	1,000分の985
48号給	1,000分の983
49号給	1,000分の981
50号給	1,000分の979
51号給	1,000分の977
52号給	1,000分の975
53号給	1,000分の973
54号給	1,000分の971
55号給	1,000分の969
56号給	1,000分の967

## 工 研究職給料表

職務の級	号給	割合
2 級	25号給	1,000分の1,000
	26号給	1,000分の999
	27号給	1,000分の998
	28号給	1,000分の997
	29号給	1,000分の996
	30号給	1,000分の995
	31号給	1,000分の993
	32号給	1,000分の991
	33号給	1,000分の989
	34号給	1,000分の987
	35号給	1,000分の985
	36号給	1,000分の983
	37号給	1,000分の981
	38号給	1,000分の979
	39号給	1,000分の977
	40号給	1,000分の975
	41号給	1,000分の973
	42号給	1,000分の971
	43号給	1,000分の969
	44号給	1,000分の967
	47号給	10,000分の9,652
	48号給	10,000分の9,653
	49号給	10,000分の9,686
50号給	10,000分の9,725	
51号給	10,000分の9,753	
52号給	10,000分の9,778	

53号給	10,000分の9,765
54号給	10,000分の9,753
55号給	10,000分の9,740
56号給	10,000分の9,728
57号給	10,000分の9,746
58号給	10,000分の9,753
59号給	10,000分の9,758
60号給	10,000分の9,752
61号給	10,000分の9,759
62号給	10,000分の9,764
63号給	10,000分の9,768
64号給	10,000分の9,772
65号給	10,000分の9,744
66号給	10,000分の9,709
67号給	10,000分の9,675

## オ 医療職給料表(1)

職務の級	号給	割合
1 級	13号給	1,000分の1,000
	14号給	1,000分の999
	15号給	1,000分の998
	16号給	1,000分の997
	17号給	1,000分の996
	18号給	1,000分の995
	19号給	1,000分の993
	20号給	1,000分の991
	21号給	1,000分の989
	22号給	1,000分の987
	23号給	1,000分の985
	24号給	1,000分の983
	25号給	1,000分の981
	26号給	1,000分の979
	27号給	1,000分の977
	28号給	1,000分の975
	29号給	1,000分の973
30号給	1,000分の971	
31号給	1,000分の969	
32号給	1,000分の967	

## カ 医療職給料表(2)

職務の級	号給	割合
3 級	5号給	1,000分の1,000
	6号給	1,000分の999
	7号給	1,000分の998
	8号給	1,000分の997
	9号給	1,000分の996
	10号給	1,000分の995

11号給	1,000分の993
12号給	1,000分の991
13号給	1,000分の989
14号給	1,000分の987
15号給	1,000分の985
16号給	1,000分の983
17号給	1,000分の981
18号給	1,000分の979
19号給	1,000分の977
20号給	1,000分の975
21号給	1,000分の973
22号給	1,000分の971
23号給	1,000分の969
24号給	1,000分の967

## キ 医療職給料表(3)

職務の級	号給	割合
3 級	5号給	1,000分の1,000
	6号給	1,000分の999
	7号給	1,000分の998
	8号給	1,000分の997
	9号給	1,000分の996
	10号給	1,000分の995
	11号給	1,000分の993
	12号給	1,000分の991
	13号給	1,000分の989
	14号給	1,000分の987
	15号給	1,000分の985
	16号給	1,000分の983
	17号給	1,000分の981
	18号給	1,000分の979
	19号給	1,000分の977
	20号給	1,000分の975
	21号給	1,000分の973
	22号給	1,000分の971
	23号給	10,000分の9,705
	24号給	10,000分の9,703
	25号給	10,000分の9,697
	26号給	10,000分の9,699
	27号給	10,000分の9,700
	28号給	10,000分の9,702
	29号給	10,000分の9,708
	30号給	10,000分の9,709
	31号給	10,000分の9,711
	32号給	10,000分の9,713
	33号給	10,000分の9,714

34号給	10,000分の9,720
35号給	10,000分の9,725
36号給	10,000分の9,730
37号給	10,000分の9,731
38号給	10,000分の9,733
39号給	10,000分の9,734
40号給	10,000分の9,735
41号給	10,000分の9,737
42号給	10,000分の9,735
43号給	10,000分の9,733
44号給	10,000分の9,731
45号給	10,000分の9,729
46号給	10,000分の9,730
47号給	10,000分の9,732
48号給	10,000分の9,733
49号給	10,000分の9,731
50号給	10,000分の9,732
51号給	10,000分の9,733
52号給	10,000分の9,735
53号給	10,000分の9,736
54号給	10,000分の9,734
55号給	10,000分の9,732
56号給	10,000分の9,730
57号給	10,000分の9,721
58号給	10,000分の9,719
59号給	10,000分の9,718
60号給	10,000分の9,716
61号給	10,000分の9,714
62号給	10,000分の9,712
63号給	10,000分の9,710
64号給	10,000分の9,708
65号給	10,000分の9,709
66号給	10,000分の9,707
67号給	10,000分の9,705
68号給	10,000分の9,703
69号給	10,000分の9,707
70号給	10,000分の9,696
71号給	10,000分の9,685
72号給	10,000分の9,674
73号給	10,000分の9,657
95号給	10,000分の9,657
96号給	10,000分の9,671
97号給	10,000分の9,678
98号給	10,000分の9,686
99号給	10,000分の9,681

	100号給	10,000分の9,668
	101号給	10,000分の9,652



平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給を定める規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第35号**

平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給を定める規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給は、職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）第15条第2項の規定により、行政職給料表による3級から9級までの職務の級及び号給とみなして同条第1項の規定の適用を受ける職員の職務の級及び号給とする。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第36号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給月額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る同条第2項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月額欄に定める額(給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員及び給与条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、同欄に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(支給月額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る同条第2項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月額欄に定める額とする。</p> <p>2 略</p>

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
	9級	1種	125,700円	108,900円
	8級	2種	90,700円	77,000円
		2種	85,400円	70,300円

行政職給料表	7級	3種	68,300円	56,300円
		4種	59,800円	49,200円
	6級	3種	64,200円	49,600円
		4種	56,200円	43,400円
		5種	48,200円	37,200円
公安職給料表	9級	2種	92,400円	80,900円
	8級	2種	87,700円	74,600円
		3種	70,200円	59,600円
	7級	3種	69,000円	54,000円
		4種	60,400円	47,300円
教育職給料表(1)	4級	3種	70,300円	65,600円
		4種	61,500円	57,400円
		5種	52,700円	49,300円
	3級	3種	68,100円	53,400円
		4種	59,500円	46,700円
		5種	51,000円	40,000円
		6種	50,200円	39,200円
	2級	7種	42,600円	33,400円
		8種	32,500円	21,600円
	教育職給料表(2)	4級	3種	67,600円
4種			59,300円	56,000円
5種			50,800円	48,100円
3級		3種	66,000円	52,300円
		4種	57,800円	45,700円
		5種	49,500円	39,300円
		6種	48,600円	38,400円
7種	41,300円	32,700円		
研究職給料表	5級	1種	124,800円	94,900円
		2種	99,800円	75,900円
	4級	2種	86,500円	64,300円
		3種	69,200円	51,400円
		4種	60,500円	45,000円
医療職給料表(1)	4級	1種	132,900円	111,800円
		2種	106,200円	89,500円
		3種	85,000円	71,600円
	3級	2種	99,200円	75,400円
		3種	79,300円	60,300円
医療職給料表(2)	7級	2種	84,500円	72,000円
		3種	67,600円	57,600円
	6級	3種	64,200円	50,900円
		4種	56,200円	44,500円
医療職給料表(3)	7級	2種	85,200円	73,100円
		3種	68,200円	58,600円
	6級	3種	66,900円	51,300円
		4種	58,600円	45,000円

		5種	50,200円	38,500円
海事職給料表	5級	4種	62,600円	48,200円

備考 「再任用職員」とは、給与条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第37号**

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

( 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正 )

第 1 条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 ( 平成 6 年鳥取県人事委員会規則第15号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 ( 以下この条において「改正部分」という。 ) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 ( 以下この条において「改正後部分」という。 ) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>( 船員の勤務時間の特例 )</p> <p>第 7 条 条例第 8 条の人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例 ( 昭和26年鳥取県条例第 3 号 ) 第 3 条第 1 項に規定する<u>教育職給料表( 1 )</u>又は<u>海事職給料表</u>の適用を受ける職員とする。</p> <p>2 略</p> <p>( 特別休暇 )</p> <p>第16条 条例第16条第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第 2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>( 2 ) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合</td> <td style="text-align: center;">その都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		( 2 ) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	略		<p>( 船員の勤務時間の特例 )</p> <p>第 7 条 条例第 8 条の人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例 ( 昭和26年鳥取県条例第 3 号 ) 第 3 条第 1 項に規定する行政職給料表又は<u>教育職給料表( 1 )</u>の適用を受ける職員とする</p> <p>2 略</p> <p>( 特別休暇 )</p> <p>第16条 条例第16条第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第 2 項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>( 2 ) 証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合</td> <td style="text-align: center;">その都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		( 2 ) 証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	略	
略													
( 2 ) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間												
略													
略													
( 2 ) 証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間												
略													

( 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正 )

第 2 条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則 ( 平成 6 年鳥取県人事委員会規則第17号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前

<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合</td> <td>その都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	略		(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	略		<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>(2) 証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合</td> <td>その都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	略		(2) 証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	略	
略													
(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間												
略													
略													
(2) 証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間												
略													

附 則

この規則は、平成21年5月21日から施行する。ただし、第1条中職員の勤務時間、休暇等に関する規則第7条の改正は、公布の日から施行する。

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第38号**

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給等）</u>  <u>第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給は、職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）第15条第2項の規定により、行政職給料表による3級から9級までの職務の級及び号給とみなして同条第1項の規定の適用を受ける職員の職務の級及び号給とする。</u>  <u>2 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会</u></p>	<p><u>（平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員）</u>  <u>第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u>  <u>（1）切替日以降に初任給基準異動をした職員</u>  <u>（2）切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員</u>  <u>（3）育児短時間勤務等をしていた職員</u>  <u>（4）切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの</u>  <u>（5）切替日以降に再任用職員異動をした職員</u>  <u>（6）主任等切替を受けた職員</u>  <u>（7）切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員</u></p>

規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 育児短時間勤務等をしていた職員
- (4) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (5) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- (6) 主任等切替を受けた職員
- (7) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が前条第1項に規定する職務の級及び号給であるもの(以下「行政職3級以上相当職員」という。)にあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額))に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)~(9) 略

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額(行政職3級以上相当職員にあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額))に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)~(9) 略

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。



<p>(平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料の支給)</p> <p>第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(行政職3級以上相当職員にあっては当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とし、人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とする。)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料の支給)</p> <p>第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。</p> <p>2 略</p>
---	--

## 附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。